

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・男性の育児休業取得。  
女性社員・・・現状の取得率（90%以上）を維持

<対策>

- 平成30年 4月～ 育児休業制度に関する掲示物による広報活動。  
職員が休業しても職場でカバーし合えるような、職務分担の作成およびそれに対応できる人材の育成・指導。  
子育てや介護などを理由とする転勤への配慮。  
事業所内託児所の設置やベビーシッターの利用支援等の検討。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。  
取得率の個人差を解消する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 役職者による率先取得。  
リフレッシュ休暇、記念日休暇などの有給休暇取得キャンペーンの実施。

目標3：管理職（課長級以上）に占める女性割合を増加させる。

<対策>

- 平成30年 4月～ 人事考課基準、昇進、昇格基準を明確化し職員全員に周知する。  
キャリア形成についての相談体制を整備する。  
女性を対象とした管理職養成のための研修の実施